

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案について

平成21年4月4日
財務省大臣官房
政策金融課
国土交通省住宅局総務課
民間事業支援調整室

1. 改正の概要

平成20年12月15日に公表された「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」における施策の一として、「住宅金融支援機構による事業資金の調達円滑化支援」が掲げられたところであり、これを的確に実施するため、独立行政法人住宅金融支援機構法施行令第4条第1号に規定される合理的土地利用建築物の最低敷地面積要件について一定の緩和を行うことに伴い、独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（以下「機構省令」という。）第39条第1項第1号に規定される合理的土地利用建築物の最低敷地面積要件についても一定の緩和を行う。

また、住宅金融支援機構がその融資の対象とする合理的土地利用建築物については、その質を確保する観点から、建築物の各部位について一定の防耐火性能が求められている（機構省令第39条第3項。いわゆる省令準耐火構造）が、今般、当該建築物の防耐火性能に係る基準について、機構省令改正によって一定の合理化を図る。

2. 改正の内容

- ・合理的土地利用建築物のうち、敷地内に一定の空地を設ける物件に係る最低敷地面積の緩和
（現行）最低敷地面積 500 m²
（改正後）最低敷地面積 300 m²
上記の特例については、平成24年3月31日までの時限的措置とする。
- ・省令準耐火構造の要件のうち、天井及び壁の室内に面する部分の防火性能に関する規定の削除

3. 今後のスケジュール

公布 平成21年4月30日（予定）
施行 平成21年4月30日（予定）